

「分類の基準」の新旧比較

改定案	現 行	改定理由
<p>本分類は、事業所で行われる経済活動、すなわち産業を主として以下のような分類の基準に着目して区分し、体系的にまとめたものである。</p> <p>(1) 生産に投入される財又はサービスの種類 (2) 財又はサービスの生産方法（設備又は技術等） (3) 生産される財又はサービスの性質（用途又は機能） ※ (3)は仮置き</p> <p>なお、本分類は、統計調査の対象となる産業の範囲の確定及び統計調査の結果の産業別の表章に用いられるものである。</p>	<p>本分類は、統計調査の対象における産業の範囲の確定及び統計調査の結果の産業別の表章に用いられるものである。この分類は、事業所において行われる経済活動、すなわち産業を、主として次のような諸点に着目して区分し、体系的に配列したものである。</p> <p>(1) 生産される財又は提供されるサービスの種類（用途、機能等） (2) 財の生産又はサービス提供の方法（設備、技術等） (3) 原材料の種類及び性質、サービスの対象及び取り扱われるもの（商品等）の種類</p> <p>なお、分類項目の設定に当たっては、事業所の数、従業者の数、生産額、販売額等も考慮した。</p>	<p>箇条書きの部分を直接的に説明している現行の第2文を残し、分かりやすくなるよう表現を一部修正した。また、現行の第1文は、統計調査の説明であるため、分かりやすくなるよう表現を修正した上で、最後に移動した。</p> <p>供給側の観点から見直すという今回の改定の主旨を踏まえ、供給側の基準から記載した。</p> <p>現行のなお書きは、分類の基準に直接言及していないので削除した。</p>

(注) 新旧の差異の部分を示す下線は省略している。また、改定案の欄のうち、箇条書きの(3)については、第12回産業分類検討チームにおいて示した改定案と異なる部分を赤色で着色している。